

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 5 月 29 日現在

機関番号：12101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2010～2011

課題番号：22730045

研究課題名（和文） 地理的表示等の生産者の集团的品質管理制度と、競争政策

研究課題名（英文） Collective quality control system by the producers including Geographical Indications and competition policy

研究代表者

荒木 雅也 (ARAKI Masaya)

茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：90451666

研究成果の概要（和文）：地理的表示は消費者に商品の産地に関する情報を提供することができるため、品質を示すシグナルとして機能し、消費者の適正な選択を支援することができる。一般には信じられている。しかし、欧州連合（EU）の地理的表示制度では、権利者にかなりの裁量を許す制度になっているために、しばしばこうした役割が十分には果たされないこともあるようである。

研究成果の概要（英文）：In general, it is believed that geographical indications can play a role as quality signals and enable consumers to proper choices because they can provide consumers with information about source of goods. However in the EU, this role seems at turns to be not achieved enough as the system of geographical indications leaves room for considerable discretion for owners of geographical indications.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
年度			
総計	700,000	210,000	910,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：地理的表示、明細書、産地、社会的評価、喚起

1. 研究開始当初の背景

(1) 諸外国の状況

EU では 1990 年代初頭に地理的表示に関する包括的な保護制度が導入され、数多くの地理的表示が登録されている他、登録の可否や、権利の行使の範囲を巡る紛争事例が見られるため、質・量共に充実した研究の蓄積が

ある。

次に、米国では我が国と同様に包括的な地理的表示保護制度は設けられておらず且つ EU による地理的表示保護制度の国際的な拡大に対する反対論が強いこともあり、地理的表示に対する否定的な観点からの研究が多く見られる。

加えて、WTO を舞台とする、EU の地理

的表示保護制度の TRIPS 協定に関する整合性を巡る近年の米/EC 間紛争を契機として、EU・米国共に、飛躍的に研究が進展しつつある。その他、近年は、多くの途上国において、自国の産地ブランドを保護するために地理的表示保護を模索する動きが見られ、こうした動向に関する UNCTAD などの国際機関による報告書が多数公表されている。

(2) 我が国の状況

近年は我が国でも地理的表示制度の関する関心が高まりつつあり、平成 20 年 9 月 19 日閣議決定及び平成 21 年 4 月 6 日知的財産戦略本部決定により、包括的な地理的表示保護制度の導入を検討することが決定されており、それ故、地理的表示保護制度についての多面的な研究が急がれる状況にあると思われる。

しかし、以上述べてきたように、我が国では地理的表示保護制度を本格的に導入してこなかったため、研究の蓄積は元来乏しい。2005 年の商標法改正による地域団体商標制度の導入の前後に、主に知的財産法の研究者により、地理的表示に関する研究が多数公表されたことはあるが、それ以後は、やや下火になっている。

(3) これまでの研究成果

私（荒木）自身は、①地理的表示保護制度が国産の高品質食料の生産を支援する上での有益なツールとなる可能性があること、②食品衛生法や JAS 法による食品表示規制の一層の厳格化は困難な状況にあるため、消費者への食品に関する情報発信の手段として、生産者にブランド化を促す必要があること、③地理的表示を巡る国際的な対立の状況を認識する必要があること、等の理由から、2004 年以來、地理的表示に興味を抱き研究成果を公表してきた。

具体的には、地理的表示制度に関して、EU の地理的表示保護制度の概要、地理的表示をめぐる国際的な対立状況（特に、米/ EU 間対立）、地理的表示と商標との相違、EU の地理的表示と、我が国の地域団体商標制度及び有機 JAS 制度との比較等に関する論考を発表してきたところである。

2. 研究の目的

(1) 本研究は、EU における地理的表示制度の実状を素描することに加えて、競争政策の観点から地理的表示制度を研究することを目的とした。

(2) EU では、地理的表示保護制度は一定の

競争制限効果をもたらす得るために、競争政策との整合性が論議されている。

というのも、EU の地理的表示保護制度では、品質保全の観点から、一定地域内の複数の生産者による、①共通の商品名称の使用、②商品の原材料の共通化、③生産方法の共通化、④販売方法の制限が認められることとなっており、それゆえ、一定の競争制限効果が生じ得るからである。

更に、制度上、地理的表示を使用できる生産者の数は常に限定されるため、カルテルその他の競争制限行為の実施が容易であり、これまでに、EC 加盟国の競争当局が、地理的表示登録を受けたチーズやハムなどの生産者や生産者団体が実施した数量カルテルや市場分割カルテルなどに対して、競争法違反として法的措置をとったことがある（他方で、競争法違反行為に対して、適用免除を与えたこともある）。

(3) 本研究では、地理的表示制度と競争政策との関係について考察するために、特に、登録の際に提出が求められる「明細書」を重要なポイントとして検討した。これに関連して、地理的表示登録のための当局の審査のありようという問題についても検討対象とした。具体的には、幾つかの主要な登録要件に関する判断基準と審査のあり方につき検討した。この問題もまた、地理的表示制度によってもたらされる競争制限効果について考える上で前提となる論点であり、且つ、そもそも「明細書」それ自体が審査の対象となるからである。加えて、地理的表示の保護の範囲（どのような場合に地理的表示の侵害が成立するか）と、地理的表示の権利者による権利行使の、競争法上の問題点について検討した。

以上の検討を行ったことで、我が国における地理的表示制度本格導入の可能性を視野に入れつつ、我が国が地理的表示保護制度を導入した場合に、どのような独占禁止法上の問題点が生じるかを展望することができると思う。

(4) かくして、本研究の意義は、①我が国における高品質食料の生産を促進する可能性を秘めた法制度である地理的表示保護制度について、その安定的な運用を確保するための提言であること、②我が国における地理的表示保護制度導入の可否について検討する上での 1 つの資料たり得ること、③EU の地理的表示保護制度に代表される生産者・生産者団体による集団的な品質管理に関してその法的問題点について検討することにより、我が国の食品の品質や安全性確保に貢献する可能性があること、等である。

(5) なお、本研究の特色・独創的な点は、①我が国で現在必ずしも十分な検討対象とされていない地理的表示保護制度について検討を進めること、②我が国において地理的表示保護制度が導入される場合に予想される問題点について検討するものであること、③EU法、知的財産法、及び競争法という三つの分野にまたがる学際的な論点であること、等である。

3. 研究の方法

本研究は、EUの地理的表示制度を研究対象とするものであり、EUの制度の幾つかの重要な論点につき、主要な判例学説を整理しつつ検討を進めたが、上述のように我が国では、地理的表示制度が本格導入されていないため、いわゆる比較法的な見地からの研究は行わなかった。

本研究で重視した論点は、大きく分けて、EU地理的表示制度における明細書制度、地理的表示登録における審査の在り方、保護の範囲、地理的表示の権利行使の競争法上の問題点、である。

4. 研究成果

(1) 総説

以上の論点についての検討の結果、EUの地理的表示は、その定義規定を一瞥する限りでは、その登録に先立って、産地や品質等についてかなり厳格な審査が為され“産地に特有の品質（その産地で無ければ得られない味や香り等）”保全という制度趣旨が貫徹されているかのような印象を受けるが、その実態はと言えば、必ずしもそうではないこともあるようである、という結論に到達した。

すなわち、例えば、そもそもEUでは地理的表示商品は、必ずしも商品に冠している産地のみから産出されることを厳格に要求されているわけではないこと；幾つかの登録要件（「産品の産地」、「地理的表示の社会的評価」等）については必ずしも厳密な判断基準が確立しておらず当局にとって思いのほか裁量の余地が広いこともあり、現実には、地理的表示の認定はしばしば恣意的であるようであること；後述のように産地と品質との間の「関連性」(⑥)について厳密な論証が求められていないこと；といった結論を得ることができた。

(2) 明細書について

EUの制度では、地理的表示の登録出願をする者が、当局に明細書を提出することが求められるが、明細書に記載されるべき事項は、以下の事項である（限定列举ではない）。①

農産物・食品の名称（地理的表示を含めたもの）。②使用する原材料を含む農産物・食品についての説明、および、農産物・食品の物理的・化学的・微生物学的・人間の感覚的観点からの主要な特性。③地理的領域の指定。④農産物・食品（および、適切な場合には、使用する原材料）が当該区域内を原産地としていることの証拠等。⑤農産物・食品の生産方法・パッケージなどについての説明。⑥農産物・食品の品質等と、原産地との関連性。⑦認証機関の名称と住所。⑧ラベルに関する定め。⑨問題の農産物・食品に関して、EU・EU加盟国の法令において定められる要件。

EUの制度では、こうした事項についての定めから成る明細書を、生産者その他の関係者が遵守することによって、一定の品質が保たれるという制度設計になっており、更に、その遵守を担保するため、明細書を遵守しないにも拘らず地理的表示を使用する者に対して、権利者は差止を請求できる。

ところで、明細書制度の趣旨は品質保全を確実にしめることにあるが、上述のように地理的表示制度において保全されるべき品質とは、単に飲食物品の品質水準の高さを意味するものではなく、“産地に特有の品質”を意味する。すなわち、産地と品質との間に「関連性」(⑥)があることが地理的表示登録の要件となる。それ故、制度の保護の範囲を明らかにするためには、いかなる場合に、かかる「関連性」が認められ、そして登録が認められることになるかについての、メルクマールを明らかにすることが必要になる。

そこで、現在数百に及ぶ地理的表示の登録例の中から重要なものを幾つか選択し、それらにつき、どのような場合に「関連性」が肯定されているかを確認することで、必ずしも常に厳密な論証が行われているわけではないという結論に到達した。

(3) 保護の範囲について

本研究の研究費申請段階では、「保護の範囲」についての研究は予定していなかったが、①地理的表示の競争制限効果について検討する前提として、地理的表示の効力を確認しておく必要があること、②地理的表示の保護範囲ないしは効力については、我が国では十分に研究が行われていなかったこと、という事情から、本研究の対象とした。

具体的には、①保護範囲について考える場合には、商品間に類似性がある場合と、無い場合とに区別して整理する必要があること、②商品間に類似性が無い場合であっても、登録地理的表示の「社会的評価」を損なう場合には、権利侵害が成立し得ること、③「混同」の可能性を欠く場合でも、「喚起」が成立し、権利侵害が成立し得ること、等を明らかにすることができた。

(4) 競争政策との関係について

地理的表示制度と競争政策との関係については、研究期間中（2010年度から2011年度）に研究成果を公表することはできなかったが、必要な調査は概ね終了しており、2012年度中に研究成果を雑誌論文として公表する予定である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

- ① 荒木雅也、『EUの地理的表示制度における登録要件、保護範囲等について』、知財ふりずむ、107号、12-38、2011、査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

荒木 雅也 (ARAKI Masaya)

茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：90451666